

紀美野町第3回定例会会議録

令和5年9月12日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和5年9月12日（火）午前9時00分開議

- | | | |
|-----|---------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期決定の件 |
| 第 3 | | 諸般の報告 |
| 第 4 | | 仮議長の選任を議長に委任する件 |
| 第 5 | 議案第 51号 | 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 6 | 議案第 52号 | 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第 7 | 議案第 53号 | 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳
出決算の認定について |
| 第 8 | 議案第 54号 | 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 第 9 | 議案第 55号 | 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 第10 | 議案第 56号 | 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳
入歳出決算の認定について |
| 第11 | 議案第 57号 | 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第12 | 議案第 58号 | 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 第13 | 議案第 59号 | 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認
定について |
| 第14 | 議案第 60号 | 紀美野町手話言語条例の制定について |
| 第15 | 議案第 61号 | 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第16 | 議案第 62号 | 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について |
| 第17 | 議案第 63号 | 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について |

第 18 議案第 64 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 19 議案第 65 号 令和 5 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 19 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
10 番	伊 都 堅 仁
11 番	美 濃 良 和
12 番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康

副	町	長	細	峪	康	則
教	育	長	東	中	啓	吉
消	防	長	家	本		宏
総	務	課	長	坂	詳	吾
企	画	管	財	課	長	中
					前	貴
住	民	課	長	東	浦	功
三						
税	務	課	長	坂	昌	美
保	健	福	祉	課	主	幹
				下	東	眞
理						
産	業	課	長	吉	見	將
人						
建	設	課	長	米	田	和
弘						
教	育	次	長	曲	里	充
司						
会	計	管	理	者	太	田
具						
文						
水	道	課	長	長	生	正
信						
ま	ち	づ	く	り	課	長
湯						
上						
増						
巳						
美	里	支	所	長	(湯上	増巳)
代	表	監	査	委	員	菊
本						
邦						
夫						

○欠席したもの

保	健	福	祉	課	長	森	谷	善	彦
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○出席事務局職員

事	務	局	長	井	戸	向	朋	紀
事	務	局	書	記	西	本	貴	哉

開 会

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（美野勝男） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（美野勝男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、七良浴光議員、8番、北道勝彦議員を指名します。

◎日程第2 会期決定の件

○議長（美野勝男） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から調査結果を報告願います。

伊都堅仁委員長。

（議会運営委員長 伊都堅仁 登壇）

○議会運営委員長（伊都堅仁） 去る9月5日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

会期は、本日から28日までの17日間とし、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 伊都堅仁 降壇）

○議長（美野勝男） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から9月28日までの17日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月28日までの17日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（美野勝男） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告書及び教育委員会より令和４年度事務事業分事務執行状況点検評価報告書が提出されています。

お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、令和５年第３回紀美野町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には何かと御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し心より厚く御礼申し上げます。

６月２日に発生した大水害から、３か月余りが経過いたしました。今回の水害に係る検証作業について、全職員が参加して現在進めているところでございます。本日、議会終了後の全員協議会で、途中ではありますが、議員の皆様にもお示しさせていただくこととなっております。

そうした中、８月２７日には、下神野地区自主防災組織が中心となって、福田地区、上神野地区、国吉地区自主防災組織の合同の総合防災訓練が下神野小学校体育館を中心に開催されました。下神野小学校の全児童及び美里中学校の全生徒も参加され、地域住民の方々を合わせて約２００名の皆さんが参加される中で、６月の豪雨災害の状況説明などが行われ、皆さん熱心に訓練に取り組まれておりました。

また、９月３日には、吉野地区でも自主防災訓練が実施され、地元住民の方々約６０名が参加されました。ここでは防災士を招いた講演が行われました。私はどちらの訓練にも参加させていただき、住民の方々と一緒に勉強をさせていただきました。こうした訓練を各地域で開催していただき、多くの町民の方々に参加していただくことで、防災に対する意識、大事なことは、まず自分の身を最優先に守ると、そうした意識が高まり、そのことが災害に強いまちづくりにつながるものであるとの思いを強くいたしております。

9月、10月は台風襲来の時期であります。町といたしましては万全の準備を整え、対応してまいる覚悟でございます。

また、9日及び10日には4年ぶりに敬老会を開催させていただきました。美里地区・野上地区合わせて約560名の皆様に御出席いただき、大変楽しんでいただきました。

議員の皆様には御来賓として御臨席いただき、誠にありがとうございました。

さて、今期定例会に上程している案件は、議案第51号から議案第65号までの15件であります。

令和4年度の一般会計並びに特別会計等歳入歳出決算認定の承認をいただく案件が9件、新たに手話言語条例を制定する案件が1件、条例の一部を改正する案件が2件、令和5年度一般会計及び特別会計の補正予算に関する案件が3件であります。

一般会計補正予算（第6号）の主なものとして、児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的な相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めることとなり、当町においてもこども家庭センターを設置するため、それに要する予算を計上してございます。

この後、担当課長より詳しく御説明申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

（町長 小川裕康 降壇）

○議長（美野勝男） 次に、過日、総務文教常任委員会並びに産業建設常任委員会
が、町内所管事務調査を行っていますので、各委員長から調査結果について報告願います。

総務文教常任委員会、上柏皖亮委員長。

（総務文教常任委員長 上柏皖亮 登壇）

○総務文教常任委員長（上柏皖亮） それでは、皆さん、改めて、おはようございます。

去る8月31日、総務文教常任委員会の町内所管事務調査を行いました。

最初に、委員会室にて包括民間業務委託について、教育次長より説明を受けました。

本年4月から業務委託されている学校教育支援員業務、学校校務員業務、学校給食配送・スクールバス・町バス運行管理業務、学童保育業務の4業務について、業務内容や

現状の説明を受けました。

現在、どの業務においても欠員は生じておらず、突発的な事情により代替スタッフが必要な場合でも受託事業者が対応してくれるとのことでした。

また、月1回、受託事業者と教育委員会の担当者との間で情報共有の場を設け、連携も図っているとのことでした。

続く現地調査については、町内小学校3校、中学校2校、こども園2園、学童保育所2か所及び星の動物園天文台を訪問しました。

各学校では、学校長より学校要覧、スクールプランや学校だよりに基づき学校の概要や現況、教育目標への取組などの説明を受け、学習風景も見せていただきました。

野上小学校では、豊かな人間性に係る教育の一環として、正しく優しい言葉遣いに児童・教職員ともに取り組み、ロコモ体操という体操を通じて体力づくりにも力を入れているとのことでした。また、説明後、昼食として学校給食を食べさせていただきました。

小川小学校では、体力づくり、人権尊重や仲間づくりへの指導にも力を入れているとのことであり、中田地区の棚田づくりに参加させていただき、田植えや草取り、また来月には稲刈りを体験するなど地域との交流も図っているとのことでした。

下神野小学校では、児童において人の意見や話を聞き取ること、人と上手にコミュニケーションを取ることに課題も見られるため、伝え合う力の育成にも力を入れているとのことでした。

野上中学校では、各生徒が何らかの部活動に入り、練習に励んでおり、この夏の大会やコンクールでも県大会で上位に入賞したり、近畿大会まで進んだりする生徒、部活動もあるなど、それぞれが活躍したとのことでありました。学力については3年生において全国学力・学習状況調査でも県平均・全国平均を上回っているとのことであり、和歌山県が独自に実施している学習到達度調査の結果を全教員で共有し、対策も行っているとのことでした。

美里中学校では、豊かな心の育成にも力を入れており、コミュニケーション・トレーニングなど実施しているとのことであり、学級づくりにも力を入れているとのことでした。

また、令和7年4月の紀美野中学校新設に向け、野上中学校、美里中学校ともにできる限り生徒同士が交流する機会づくりや工夫を行っているとのことでした。

きみのこども園及びこのこども園では、保健福祉課長及び園長より、各園の状況や

職員の配置状況等の説明を受けました。今年度は両園に保育システムを導入し、保育士の業務効率化、負担軽減を図っていくとのことでした。説明後は、園内を視察し、元気に遊ぶ園児の様子も見ることができました。

野上学童保育所及び下神野学童保育所では、各保育所の現況及び指導員の状況などの説明を受け、施設の状況を確認の上、こどもたちが遊ぶ様子も見ることができました。

星の動物園みさと天文台では、天文台長から運営状況の説明を受けました。星空ツアーについては、４月から１０月までの土曜日は予約もすぐ埋まってしまうとのことであり、集客においては隣接するバンガローとの相乗効果も見られるとのことでありました。また、プラネタリアムの視聴のほか、天文台第１駐車場の法面崩落現場の確認も行いました。

最後に、調査を通じて委員から、下神野学童保育所で使用している部屋の改善や学校給食のメニューの見直しについて、教育委員会に対して提案がありました。

以上で、総務文教常任委員会所管事務調査の報告といたします。

(総務文教常任委員長 上柏皖亮 降壇)

○議長（美野勝男） 続いて、産業建設常任委員会、美濃良和委員長。

(産業建設常任委員長 美濃良和 登壇)

○産業建設常任委員長（美濃良和） おはようございます。

それでは私から、８月の２３日に行いました産業建設常任委員会の町内所管事務調査についての報告をさせていただきます。

午前８時３０分に委員会を委員会室におきまして、行程等についての話し合いをしてから、現場のほうに行かせていただきました。

初めに行かせてもらったのは、水道施設の進捗状況についての視察でありました。現地再開発のため、緩速ろ過方式から場所を取らない急速ろ過方式に変更し、旧ろ過池を撤去した後に、地下に浄水池（水をためるところ）と送水ポンプ、その上の１階に各施設の電気制御盤や、薬品貯蔵及び機械設備、また、自家発電設備を備える部屋の工事が着手されていきました。

さらに、その横に隣接しての施設ですけれども、１階に事務所で監視装置が配置され、２階には書庫や会議室となっています。いずれも工事に着手していきました。

また、現在の井戸は河川内にあるということから、川が濁ったときなど、そのごみ等の管理が困難なために水道水の濁りの原因となっており、敷地内に移転を行う、そうい

うことで、今、これについても工事が行われていました。

工事の完成は令和５年度、本年度の末を予定しているということであります。

次に、生石山の山の家における運営状況について視察をさせていただきました。指定管理者として運営を行っているのは、特定非営利活動法人生石山の草原保存会です。代表者は毎日山の家に出勤して、他の職員の方と客の応対やら、また、以前の長く続いた停電のとき、この代表者が毎日この山の家に行きまして、自家発電機を稼働させて、冷凍庫に入っているものを腐らさないようにと、そういうふうなことをされたようであります。

また、年間９万人を超える方々がこの生石山に登ってきてくれるというふうなことから、問題は水がなくて、トイレの水にも苦労していると。この水源池について大変苦労されているということでありました。

また、いろいろと大草原の方々のボランティアとしての活動があつて、草刈り等の応援もされていると。そういうふうなことでありました。

その後、６月２日の水害についての調査をいたしました。真国宮地内の真国川に架かるつり橋が洪水によって脱橋していましたが、今後、この残骸を撤去して、その後、今月の末の査定をした後、入札となる運びのようであります。

また、その後、サン・リゾートラインの災害であります。そのこのところの現場を見せていただき、また、東野地内の川のそばにあった水田のあぜの崩壊と、それから、柴目地内長谷川の被害について、２件ともこのあぜの石垣が壊されて、田んぼに泥が入っていると。そういうふうな状態でありました。いずれも今月末の査定を受けた上で入札をされる。そういうふうな運びになっているようであります。

その後、また一旦庁舎に戻りまして、委員会を開いた後、解散すると。そういうふうな運びでありました。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

(産業建設常任委員長 美濃良和 降壇)

○議長（美野勝男） 次に、一般質問の通告書は、９月１３日午後２時までに提出願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（美野勝男） 日程第４、仮議長の選任を議長に委任する件を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美野勝男) 異議なしと認めます。

したがって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

この会期中における仮議長に、9番、向井中洋二議員を指名します。

◎日程第 5 議案第51号 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 6 議案第52号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 7 議案第53号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第54号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第55号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第10 議案第56号 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第11 議案第57号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第12 議案第58号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(美野勝男) 日程第5、議案第51号、令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議案第58号、令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、8議案を一括議題とします。

説明を求めます。

太田会計管理者。

(会計管理者 太田具文 登壇)

○会計管理者(太田具文) おはようございます。

それでは、ただいま一括議題とされました議案第５１号から議案第５８号について御説明申し上げます。

令和４年度紀美野町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきましては、去る８月３日と４日の２日間、監査委員の決算審査を受け、地方自治法第２３３条第３項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、会計ごとに御説明させていただきます。議案第５１号のみ朗読をさせていただきます、以下議案第５２号から議案第５８号の朗読は省略させていただきます。

議案書の１ページをお開きください。

議案第５１号、令和４年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第２３３条第３項の規定により標記決算を別冊により、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、決算書の２ページから７ページ、紀美野町一般会計の歳入についての御説明をいたします。

１款町税、調定額８億１，０３１万８，３７９円、収入済額７億９，１３２万８，０６４円、前年度より４３１万３，７２１円、０．５％の増加でございます。不納欠損額は１４２万５６９円。

次に、１款１項町民税、調定額３億９５１万４，６５７円、収入済額３億５５６万２，０４３円、前年度より５２７万２，２５６円、１．７％減少。不納欠損額は６，６１９円。

個人住民税の徴収率ですが、現年課税分で９９．４０％、滞納繰越分で４９．３５％でございます。

１款２項固定資産税、調定額４億１，５８１万８，３１７円、収入済額４億３４９万１７８円、前年度より６５７万５０２円、１．７％の増加。不納欠損額は９８万５，３５０円。固定資産税の現年課税分の徴収率は９９．２２％、滞納繰越分で２２．０４％でございました。

少し飛びまして、１０款地方特例交付金、調定額、収入済額とも５８６万７，０００円、前年度より１，３０８万円、６９％の減少でございます。

１１款地方交付税、調定額、収入済額とも３９億９，１３１万５，０００円、前年度より５，６５１万５，０００円、１．４％の減少。普通交付税で５，５０６万３，０００円、１．６％、特別交付税で１４５万２，０００円、０．３％減少しております。

次に、決算書４ページ、５ページを御覧ください。

１４款使用料及び手数料、調定額１億５,２０７万５,１８０円、収入済額１億４,９８１万５,２８０円、前年度より１億１,１７１万２,７６５円、４２.７％の減少でございます。減少の主な要因でございますが、紀の川からの土砂搬入量減少による建設残土処理手数料の減少でございます。収入未済額は２２５万９,９００円、公営住宅使用料で２２３万７,９００円、町営駐車場使用料で２万２,０００円でございます。

続きまして、１５款国庫支出金、調定額９億９,９４０万２,０２８円、収入済額８億８,４１２万４,０２８円、前年度より１,５５１万１,４６０円の減少、１.７％の減少でございます。収入未済額は１億１,５２７万８,０００円、未収入の特定財源で町道釜滝柴目線道路改良事業に対する地方創生道整備推進交付金で１億１,３０２万８,０００円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費に係る学校保健特別対策事業費補助金の２２５万円でございます。

１６款県支出金、調定額４億６,００９万５,０６２円、収入済額３億９,７４４万４,０６２円、前年度より１,３１３万１,８３３円、３.４％の増加。収入未済額６,２６５万１,０００円、地籍調査事業に対する負担金で５,０１５万１,０００円、ため池劣化状況評価・豪雨耐性評価業務委託料に対する農業費補助金で１,０５０万円、小川宮公衆便所移転事業工事設計監理業務委託料及び工事費に対する補助金で２００万円、いずれも未収入の特定財源でございます。

次に、６ページ、７ページを御覧ください。

２２款町債、調定額、収入済額とも７億１,８１０万９,０００円、前年度より２,１６５万５,０００円、３.１％の増加でございます。

次に、歳入合計でございます。

調定額９１億３,６３１万２,１５３円、収入済額８９億３,７１３万２,９３８円、不納欠損額１４２万５６９円、収入未済額は１億９,７７５万８,６４６円でございます。

続きまして、決算書の８ページから１１ページ、紀美野町一般会計の歳出について御説明いたします。

１款議会費、支出済額６,９３３万９,９３０円、６.４％の減少。

２款総務費、支出済額１１億３,１０４万８,６３９円、前年度より１億５,７０１万３,０３２円、１６.１％の増加となっています。翌年度繰越額は６,９４５万３,０００円、内訳でございますが、本庁舎ネットワーク冗長化工事費で１２４万３,０００円、

地区集会所の建設事業費として、新東野集会所新築工事設計業務委託料で1,512万5,000円、新毛原下集会所新築工事監理業務委託料で309万円、新毛原下集会所新築工事費で4,999万5,000円でございます。

次に、3款民生費、支出済額16億3,571万2,958円、前年度より3,465万6,495円、2.1%の減少でございます。

4款衛生費、支出済額11億5,213万3,475円、前年度より4,129万2,879円、3.7%の増加でございます。

続きまして、5款農林水産業費、支出済額4億5,979万7,529円、前年度より2,476万5,406円、5.7%の増加、翌年度繰越額は9,590万9,000円、ため池劣化状況評価・豪雨耐性評価業務委託料で1,050万円、地籍調査事業費で8,540万9,000円でございます。

6款商工費、支出済額1億5,872万1,835円、前年度より2,053万3,274円、14.9%の増加。翌年度への繰越額は4,093万5,000円、小川宮公衆便所移転工事設計監理業務委託料で220万円、小川宮公衆便所移転工事費で3,873万円でございます。

次に、土木費、支出済額8億4,076万3,705円、前年度より1億698万3,511円、14.6%の増加。翌年度繰越額は3億4,405万3,000円、内訳でございますが、町道釜滝柴目線道路改良工事費で2億2,353万3,000円、トンネル電気設備改修工事費で1億571万円、町営住宅野中団地沈下対策工事費で1,481万円でございます。

次に、11ページにかけまして、8款消防費でございます。支出済額5億5,922万7,232円、前年度より1億5,700万762円、39%の増加。増加の主なものとして、消防庁舎の造成工事費1億164万円、消防団第8・9分団統合分団庫新築工事1,370万円でございます。翌年度繰越額は2億6,368万1,000円、内訳でございますが、消防庁舎の建設事業費で建物確認申請の手数料として74万6,000円、消防庁舎新築工事設計監理業務委託料で8,481万2,000円、消防庁舎造成工事費1億5,370万7,000円、消防団第8分団庫整備事業費で、分団庫建設工事設計監理業務委託料で64万9,000円、分団庫建設工事費で2,376万7,000円でございます。

次に、9款教育費、支出済額5億3,739万2,586円、前年度より2,756万

1,714円、4.9%の減少。翌年度繰越額は500万円、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業費でございます。

10款災害復旧費1,008万7,000円、前年度より3,175万5,200円、75.9%の減少。

11款公債費、支出済額14億656万8,423円、前年度より5,107万1,454円、3.8%の増加。

12款諸支出金、支出済額4億3,000万3,554円、前年度より4,067万32円、10.4%の増加でございます。

13款予備費、支出済額はございませんでした。

次に、166ページ、一般会計実質収支に関する調書をお開きください。

歳入総額は89億3,713万2,938円、前年度に比べ2億7,073万1,316円、3.1%の増加でございます。

歳出総額83億9,079万6,866円、前年度に比べ5億62万8,662円、6.3%の増加。

歳入歳出差引額は5億4,633万6,072円、繰越明許費繰越額1億4,940万2,000円、実質収支額は3億9,693万4,072円でございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、特別会計でございます。

各会計決算書の実質収支に関する調書で御説明させていただきます。

190ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額13億59万8,306円、前年度より6,881万7,913円、5.0%の減少。

国民健康保険税現年課税分の徴収率は97.7%、滞納繰越分で34.1%でございます。

歳出総額12億7,969万2,430円、前年度より3,886万1,321円、2.9%の減少となっています。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに2,090万5,876円でございます。

次に、206ページをお開きください。

国民健康保険診療所事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額 8,856 万 9,245 円、前年度より 522 万 5,877 円、5.6%の減少。

歳出総額 8,569 万 1,364 円、前年度より 511 万 6,139 円、5.6%の減少。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに 287 万 7,881 円でございます。

220 ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額 3 億 9,743 万 5,704 円、前年度より 1,552 万 5,580 円、4.1%の増加。

歳出総額 3 億 9,514 万 2,204 円、前年度より 1,480 万 1,892 円、3.9%の増加。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに 229 万 3,500 円でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計の決算について説明いたします。

248 ページをお開きください。

歳入総額 18 億 3,465 万 1,096 円、前年度より 2,407 万 7,752 円、1.3%の増加。

歳出総額 17 億 5,787 万 2,386 円、前年度より 790 万 7,250 円、0.5%の増加でございます。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに 7,677 万 8,710 円でございます。

続きまして、のかみふれあい公園運営事業特別会計の決算について御説明いたします。

260 ページをお開きください。

歳入総額 6,342 万 586 円、前年度より 2,480 万 2,813 円、64.2%の増加。

歳出総額 6,332 万 586 円、前年度より 2,480 万 2,813 円、64.4%の増加。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに 10 万円でございます。

次に、274 ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額 4,682 万 8,827 円、前年度より 2,851 万 5,830 円、37.8%の減少。

歳出総額 4,671 万 5,853 円、前年度より 2,852 万 6,637 円、37.9%の減少。

歳入歳出差引額 1 1 万 2, 9 7 4 円、繰越明許費繰越額 1 0 万円、実質収支額は 1 万 2, 9 7 4 円でございます。

次に、2 8 8 ページをお開きください。

紀美野町東部簡易水道事業特別会計の決算について説明いたします。

歳入総額 1 億 6, 9 1 2 万 4, 6 6 1 円、前年度より 1, 3 8 5 万 3, 9 2 6 円、8. 9 % の増加。

歳出総額 1 億 6, 9 0 6 万 8, 8 3 7 円、前年度より 1, 3 8 0 万 3, 5 6 1 円、8. 9 % の増加でございます。

歳入歳出差引額、実質収支額ともに 5 万 5, 8 2 4 円でございます。

次に、財産に関する調書について説明いたします。

2 9 0 ページから 2 9 5 ページにかけましては、公有財産、土地及び建物の調書でございます。

次に、2 9 6 ページでございます。

こちらは山林、有価証券、出資による権利についてを記載しております。

次の 2 9 7 ページから 2 9 9 ページは、物品の調書となっています。

3 0 0 ページ、債権を御覧ください。

旧美里町歳計外資金損害賠償及び損害金は、損害延滞金 8 6 7 万 8, 0 0 0 円の増加で、決算年度末現在高は 2 億 5, 5 9 0 万 6, 0 0 0 円でございます。野上厚生病院組合貸付金は、決算年度中、1 億円の償還により、決算年度末現在高はゼロ円でございます。

続きまして、3 0 1 ページ、基金でございます。

各基金ごとの決算年度中の増減による基金残高を記載しています。基金の決算年度末現在高の合計は 3 6 億 8, 5 1 4 万 2, 0 0 0 円、前年度より 1 億 4 0 0 万 1, 0 0 0 円の減少でございます。

次に、3 0 2 ページを御覧ください。

定額基金の運用状況について記載しております。

以上で、議案第 5 1 号から議案第 5 8 号及び財産に関する調書の説明とさせていただきます。

(会計管理者 太田具文 降壇)

○議長（美野勝男）

説明が終わりましたので、決算審査の結果について報告を求めます。

菊本代表監査委員。

(代表監査委員 菊本邦夫 登壇)

○代表監査委員（菊本邦夫） ただいま会計管理者から令和４年度の決算について報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

１０ページから１１ページを御覧ください。

令和５年８月３日から８月２８日にかけて紀美野町役場特別室において、埴谷監査委員と私の２人で審査を行いました。意見書は次のとおりです。

令和４年度紀美野町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第２３３条第２項の規定により、令和４年度紀美野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりです。

審査対象は、令和４年度紀美野町一般会計及び七つの特別会計決算及び関係帳簿等です。個々に審査項目を申し上げるのが本当ではございますが、一括して審査の総括的意見で御勘弁をお願い申し上げます。

各会計の予算額及び収入支出済額は、関係帳簿により出納証書類を照査の上、その内容についても慎重に審査した結果、本会計は正確であるものと認めました。

一般会計における歳入においては、町税について、現年分各税目で徴収率の改善が認められました。その一方で、滞納分では住民税を除く各税目で徴収率の低下が認められました。人口減少等による地方交付税の増収が見込めない中、自主財源を適切に確保するため、引き続き徴収率の向上及び滞納額の減少に努めていただきますようお願い申し上げます。

歳出におきましては、近年の物価上昇によるコストの増加が見込まれる中で、支出の見通しが立ちにくい状況です。また、少子高齢化やデジタル社会への対応、公共施設の維持管理、災害への備えなど、課題が山積している中で、安定した行財政運営が求められているところです。限られた財源や職員数の減少見込みを考慮すると、より効率的で効果的な住民サービスの実現に向けた行財政運営に努めていただきますようお願い申し上げます。

次に、健康保険税では、現年分及び滞納分ともに徴収率の改善が認められ、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、滞納分を除き、徴収率の改善が認められました。高齢化が進む本町において、安定的な事業運営を行うためにも、効率的かつ確実な方法で保険料の徴収に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

農業集落排水事業において、滞納分の徴収率の低下と収入未済額の増加が認められました。中立・公平の立場から、徴収率改善に向けた体制の強化や、納付啓発により収入未済額の解消に努めていただきますようお願い申し上げます。

簡易水道事業においては、水道使用料の未収金の改善が認められました。公平負担の原則からも、引き続き収入未済額の回収に努力するとともに、時効中断を含む的確な時効処理等の実施をお願い申し上げます。

健全化判断比率の財政指標においては、実質公債費比率は、元利償還が進んだ一方で、普通交付税算定額が減少した結果、昨年度から横ばいとなり、将来負担比率については、地方債現在高が減少していることから、3.7ポイント改善していました。しかしながら、公共施設の維持・更新コストや大型建設事業といった財政需要も控えているところでもあります。つきましては、引き続き将来にわたる健全な財政運営に努力され、まちづくりを一層推進されることを期待します。

令和5年8月28日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 埴谷高夫

以上で、令和4年度一般会計・特別会計の決算審査の報告を終わらせていただきます。続きまして、20ページをお開きください。

基金の運用状況の審査意見書です。

地方自治法第241条第5項の規定により基金について審査したところ、その運用状況に問題なく、また預金証書の額面、利息計算書、その他証票書類が符合したので適正であるものと認めました。

令和5年8月28日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 埴谷高夫

続きまして、23ページから24ページを御覧ください。

令和4年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について報告いたします。町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成しているかどうかを主眼として審査を行いました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にございません。

また、健全化判断比率、東部簡易水道事業会計、農業集落排水事業会計の資金不足比

率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

令和５年８月２８日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 埴谷高夫

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫 降壇)

◎日程第１３ 議案第５９号 令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（美野勝男） 日程第１３、議案第５９号、令和４年度紀美野町西部簡易水道会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

説明を求めます。

長生水道課長。

(水道課長 長生正信 登壇)

○水道課長（長生正信） それでは、議案書の９ページをお開きください。

議案第５９号、令和４年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により標記決算を別冊により、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和５年９月１２日提出 紀美野町長 小川裕康

別冊の令和４年度紀美野町西部簡易水道事業決算書により御説明申し上げます。

決算書の１ページをお開きください。

令和４年度紀美野町西部簡易水道事業決算報告書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第１款水道事業収益は、１億４,４７２万９,２７４円で３,６７２万８,０５０円の増加。

第１項営業収益は、７,０９２万９,６９２円で２,６５３万８,３１７円の減少。

第２項営業外収益は、７,３７９万９,５８２円で６,３２６万６,３６７円の増加です。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用は、８,６７４万３,９１２円で２,７７万７,９７９円の増加。

第１項営業費用は、８,２９３万８,２０１円で５,１４万６,４８８円の増加。

第2項営業外費用は、380万5,711円で236万8,509円の減少。

第3項予備費はゼロ円でございます。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入、5億4,310万円で4億3,740万円の増加。

第1項企業債は、同額の5億4,310万円でございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、5億7,073万4,430円で4億4,324万9,109円の増加。

第1項建設改良費は、5億4,319万7,800円で4億3,206万5,300円の増加。

第2項企業債償還金は、2,753万6,630円で1,118万3,809円の増加でございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額2,763万4,430円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,763万4,430円で補填するものでございます。

次に、3ページをお開きください。

令和4年度紀美野町西部簡易水道事業損益計算書でございます。税抜き表示となります。

給水収益は水道使用料金で、6,399万1,655円で2,419万639円の減少です。新型コロナウイルスや物価高騰に対する住民支援策として、7月使用分から2月使用分までの8か月間、水道料金の基本料金を減免したためでございます。

その他営業収益は50万9,954円で、新規加入者の材料売却益や申請・指定工事店の登録手数料でございます。

営業収益の合計は6,450万1,619円となります。

営業費用の原水及び浄水費は、浄水場施設の維持、動力費、水質検査が主なもので、1,743万6,554円で、245万3,827円の増加につきましては、主に電気料金の高騰によるものでございます。配水及び給水費は、人件費、配水施設の維持・点検費、修繕費、動力費や検針等の委託料で、2,203万8,618円、114万9,423円の減少、修繕費の減少が主なものでございます。

業務及び総係費では、人件費、保険や会計・料金システムなどの委託料の事務費で、

1,986万9,499円で302万4,120円の増加で、主に下佐々浄水場常駐警備委託料や水道会計システム、水道料金システムの更新に伴う委託料等の増加によるものでございます。

減価償却費は2,028万6,211円、資産減耗費は7万5,400円で、営業費用の合計は7,970万6,282円で、営業利益は1,520万4,663円の赤字となります。

次に、4ページをお願いします。

営業外収益です。受取利息及び配当金は、定期及び普通預金の利息で2万4,802円、他会計補助金は2,573万6,970円で、繰出基準に基づく簡易水道事業債の交付税分に加えまして、水道料金減免に係る補助金でございます。

長期前受金が124万3,435円、雑収益は61万5,460円で、前年度より減少したのは消火栓設置工事負担金の減少でございます。

営業外収益の合計は2,762万667円となります。

営業費用の支払利息は、企業債の利息として379万5,301円、雑支出は1万410円、前年度からの減少は消火栓設置工事費の減少となっております。

営業外費用の合計は2,381万4,956円で、経常利益は861万293円となります。

当年度純利益861万293円、前年度繰越利益剰余金3億161万6,037円、その他未処分利益剰余金の変動額として、繰上償還の財源に充てた金額565万9,727円、当年度未処分利益剰余金は3億1,588万6,057円となります。

5ページは、令和4年度剰余金計算書でございます。

表右側の利益剰余金ですが、前年度末残高3億161万6,037円で、前年度処分額はございません。処分後の残高は同額となります。

当年度変動額のその他未処分利益剰余金変動額は、減債積立金の使用額でございます。減債積立金は、毎年、利益から支出し積立てを行っております。制度上、償還に充当する場合は利益剰余金に振り替えることとなっております。今回の繰上償還の実施には補償金が発生しており、減債積立金700万円のうち、134万273円を補償金に充当したため、残額の565万9,727円が繰上償還分となります。これに当年度純利益861万293円を加え、当年度未処分利益剰余金は3億1,588万6,057円となります。

6 ページの令和4年度剰余金処分計算書でございますが、当年度末残高3億1,588万6,057円を全額繰り越すものでございます。

7 ページを御覧ください。貸借対照表でございます。

本年、大きく変動したものは、有形固定資産のト.建設仮勘定でございます。こちらは下佐々浄水場更新工事に関するもので、継続事業であり、完成するまでは分類できないため計上する項目で、4年度事業の実績額が前年度に上乗せされ、計上しております。

固定資産の合計は10億7,378万9,546円でございます。

次に、流動資産ですが、現金預金は3億886万62円、未収金は、水道料金現年分として34万840円で、徴収率は99.5%、過年分は319万3,686円で、徴収率は24.5%でした。年度末に申請のあった給水申込み等で28万2,995円、消費税還付額が4,611万7,375円の合計4,993万4,896円です。これにメーターの貯蔵品を加えまして、流動資産の合計は3億5,910万392円で、資産合計は14億3,288万9,938円となります。

8 ページの負債の部でございます。

固定負債は、企業債の残高、修繕引当金の合計で8億3,944万8,439円で、流動負債は、翌年度に支払う企業債、年度末に発生した電気料金や修繕費等の未払金、翌年度に支払う人件費への引当金として1,991万4,884円、これに繰延収益として長期前受金の収益化後の残高4,255万9,900円を加えまして、負債合計は9億192万3,223円でございます。

9 ページの資本の部ですが、資本金は2億1,508万658円、剰余金は、先ほど説明させていただきました3億1,588万6,057円で、資本合計は5億3,096万6,715円、負債資本合計は、資産と合致した14億3,288万9,938円でございます。

12 ページからは附属資料でございます。

給水人口は、前年度から88人の減少で、水道使用水量も減少しており、これにより収益も減少傾向にあります。

13 ページには、建設改良工事の実績として、下佐々浄水場更新工事に関して、令和3年度繰越分を記載しております。

14 ページは、業務量及び事業収入について、15 ページでは、事業費を記載し、水道料金の減免状況を記載しております。

16 ページでは、重要契約として、給水車の購入の入札を実施いたしましたが、半導体等の不足から繰越しをさせていただきました。本年8月31日に納車が完了しております。

17 ページのキャッシュ・フローでございます。1 年間の現金の動きを示したものでございます。業務活動によるキャッシュ・フローでは、主に料金収入と人件費や維持管理に要した費用の支出により3,656万245円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローでは、下佐々浄水場更新に伴うもので5億4,319万7,800円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローは、建設改良費の財源として、企業債の借入れでの収入と企業債の償還の支出により5億1,556万3,370円の収入、これにより、今年度の資金増減額は892万5,815円で、資金期首残高と合わせ、期末残高は3億886万62円でございます。

24 ページからは企業債明細書を添付してございます。

以上で、令和4年度西部簡易水道事業会計の決算の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(水道課長 長生正信 降壇)

○議長（美野勝男） 説明が終わりましたので、決算審査の結果について報告を求めます。

菊本代表監査委員。

(代表監査委員 菊本邦夫 登壇)

○代表監査委員（菊本邦夫） ただいま水道課長から令和4年度の決算について報告がございましたので、私から審査報告をさせていただきます。

21 ページから22 ページをお開きください。

令和4年度紀美野町公営企業歳入歳出決算審査意見書。

令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第2項の規定により、町長より決算審査の請求を受け審査したところ、執行上遺漏なく勘定科目と収入、支出票及び証拠書類と符合一致しましたので、本会計決算は正確であるものと認めました。

水道料金については、徴収率で改善が認められたものの、給水人口の減少により料金収入の見通しは依然厳しい状況にあります。公平負担の原則からも、引き続き未収金の回収や時効中断処理等の対応を的確に実施をお願い申し上げます。

また、経営戦略に掲げる水道料金の見直しや、中長期的な視点を持った損益状況の把握に努め、安定的な給水確保や水道施設の適切な維持管理をお願い申し上げます。

令和５年８月２８日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 埴谷高夫

続きまして、２４ページをお開きください。

令和４年度西部簡易水道事業会計の経営健全化審査意見書について報告いたします。

町長から提出された西部簡易水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、審査を行いました。

西部簡易水道会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

西部簡易水道事業会計の資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている状況であり、指摘すべき事項は特にございません。

令和５年８月２８日 紀美野町代表監査委員 菊本邦夫

紀美野町監査委員 埴谷高夫

以上で、審査報告を終わらせていただきます。

(代表監査委員 菊本邦夫 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午前１０時１２分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前１０時２５分)

◎日程第１４ 議案第６０号 紀美野町手話言語条例の制定について

○議長（美野勝男） 日程第１４、議案第６０号、紀美野町手話言語条例の制定について議題とします。

説明を求めます。

下東保健福祉課主幹。

(保健福祉課主幹 下東眞理 登壇)

○保健福祉課主幹（下東眞理） それでは、議案書２５ページをお開きください。

議案第 60 号、紀美野町手話言語条例の制定について。

紀美野町手話言語条例を次のとおり制定したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和 5 年 9 月 12 日提出 紀美野町長 小川裕康

手話は、聾者、中途失聴者、難聴者などの手話を必要とする人にとって、意思疎通を図り、知識を蓄積し、文化を創造するための必要な言語として大切に育まれ、受け継がれてきました。しかし、これまで手話が言語として認められず、手話を必要とする人は、多くの不便や不安を感じながら生活していた歴史があります。

こうした経緯の中、平成 18 年に国連総会において、障害者の権利に関する条約が採択され、手話が言語に含まれることが明記されました。

その後、日本では平成 23 年に障害者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられ、全ての障害者は、可能な限り、言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会が図られることと規定されましたが、いまだに手話や、手話が必要な方に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

このことから、手話を必要とする全ての人が、広く社会参加する機会を得て、心豊かに暮らせる環境を整えていく必要があり、本町においても手話言語条例を制定するものでございます。

続きまして、26 ページをお願いします。

紀美野町手話言語条例。

第 1 条は、本条例の目的、第 2 条は、基本理念、第 3 条から第 5 条は、町の責務、町民の役割、事業者の役割をそれぞれ規定してございます。

第 6 条では、施策を総合的かつ計画的に実施することを定めたものでございます。

第 7 条は、この条例の規定以外に、施行に関しての必要な事項を町長が別に定めることを規定した委任規定でございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、議案第 60 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(保健福祉課主幹 下東眞理 降壇)

◎日程第 15 議案第 61 号 紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第１５、議案第６１号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

東浦住民課長。

（住民課長 東浦功三 登壇）

○住民課長（東浦功三） それでは、議案書の２７ページを御覧ください。

議案第６１号、紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例について。

紀美野町印鑑条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和５年９月１２日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、本条例の改正を行うものでございます。

２８ページを御覧ください。

紀美野町印鑑条例の一部を改正する条例。

紀美野町印鑑条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分であります。

２９ページにかけて、新旧対照表により改正条文を記載しております。

今回の改正において、条例第１７条第１項では、マイナンバーカードに加え、スマートフォンへの電子証明書の登載が可能となったことから、スマートフォンを使用して印鑑証明書のコンビニ交付が可能となる旨の条項を改正するとともに、これまで暗証番号を入力することを要件として規定をしておりましたが、マイナンバーカードを使用した場合のコンビニ交付では暗証番号、スマートフォンを使用する場合は暗証番号または生体認証なしでは交付申請ができない仕組みであるため、この要件は削除しても差し支えないということから、その旨の条文及び第２項を削除するものでございます。

また、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正は、本年５月１１日に既に施行されておりますが、コンビニの対応がまだ完了しておらず、本年中には整う見込みであるということから、附則において、公布の日から起算して６か月を超えない範囲内において、施行日を規則で定めることとしています。

以上、議案第６１号の説明といたします。どうかよろしく願いいたします。

（住民課長 東浦功三 降壇）

◎日程第 16 議案第 62 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（美野勝男） 日程第 16、議案第 62 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を求めます。

家本消防長。

（消防長 家本 宏 登壇）

○消防長（家本 宏） それでは、議案書の 30 ページをお開きください。

議案第 62 号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について。

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 12 日提出 紀美野町長 小川裕康

提案理由でございます。令和 5 年 2 月 21 日に公布され、令和 5 年 10 月 1 日から施行される消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令第 2 条の規定により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

31 ページを御覧ください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例。

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

それでは、31 ページから 35 ページにかけて、順次御高覧賜りたいと思います。

第 11 条の 2 でございますが、急速充電設備に関する基準でありまして、大容量の電池が搭載された電気自動車等の普及を見据え、急速充電設備の定義の見直しを行うものでございます。

まず 1 点目は、充電対象の拡大で、これまでは充電対象が自動車と原動機付自転車のみでしたが、電気を動力源とする船舶と航空機、その他これらに類するものが追加されました。

2 点目は、全出力の上限の撤廃でありまして、これまでは上限が 200 キロワットとされていましたが、高出力化へのニーズが高まっていることから、上限が撤廃されまし

た。

3点目は、コネクタ型であることの明確化、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることが明確化されるとともに、分離型の急速充電設備にあつては、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する充電ポストも含むこととされました。

次に、第11条の2第1項第1号では、急速充電設備を屋外に設置する場合、建築物から3メートル以上の距離を保つ必要がありますが、不燃材料で作り、または覆われた外壁で、開口部のないものに面する場合や、分離型の充電ポストには適用されないほか、第2号では、筐体の基準も充電ポストには適用されないこととされました。

第11号では、急速充電設備を手動で緊急停止することができる装置を利用者が異常を認めたときに速やかに操作することができる箇所に設けることとされました。

また、第16号では、主として、保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵する蓄電池について、講じなければならない措置に関する規定は適用されない。

また、17号では、分離型急速充電設備にあつては、主として、保安のために設けるものを除き、蓄電池を内蔵してはならないこととされました。

次に、第23条第3項第2号では、喫煙所に設置しなければならないこととしている喫煙所の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、設置しなくてよいこととされました。

また、第4項では、禁煙、火気厳禁、または喫煙所と表示した標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に適合するものとしなければならないこととされました。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行することとしていますが、第11条の2の急速充電設備に関する改正規定については、令和5年10月1日から施行するものとし、併せて、必要となる経過措置について定めてございます。

御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(消防長 家本 宏 降壇)

◎日程第17 議案第63号 令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（美野勝男） 日程第17、議案第63号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）について議題とします。

説明を求めます。

坂総務課長。

(総務課長 坂 詳吾 登壇)

○総務課長(坂 詳吾) それでは、議案書の37ページをお開きください。

議案第63号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算(第6号)。

令和5年度紀美野町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,049万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億9,595万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月12日提出 紀美野町長 小川裕康

予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。

お配りしてございます補正予算説明資料も併せて御覧いただきたく存じます。

それでは、予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

10款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金120万9,000円の増額補正で、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う個人住民税の減収補填の確定によるものでございます。

11款地方交付税、1項1目地方交付税で9,723万円の増額補正で、普通交付税の額の確定によるものでございます。

16款県支出金、2項2目民生費県補助金1,887万7,000円の増額補正で、こども家庭センター整備事業への子育て支援特別対策事業費補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で2億5,553万4,000円の減額補正でございます。

6目公共施設等整備基金繰入金1,093万6,000円の増額補正で、本庁舎玄関舗装修繕事業及び小畑児童館解体撤去事業に充当するものでございます。

20款繰越金、1項1目繰越金で3億9,193万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

4ページにわたりまして、21款諸収入、3項1目雑入12万5,000円の増額補正で、農業次世代人材投資資金返還金でございます。

22款町債、1項1目総務債480万円の増額補正で、新東野集会所新築事業で起債対象経費の見直しにより、330万円の合併特例債の増額、防災行政無線設備機器更新事業で緊急防災・減災事業債150万円の増額をそれぞれ計上してございます。

2目民生債290万円の増額補正で、子ども医療費助成事業に40万円の過疎対策事業債を、災害援護資金貸付事業に250万円の災害救助債をそれぞれ充当するものでございます。

5目土木債510万円の増額補正で、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業で辺地対策事業債を充当するものでございます。

6目消防債390万円の増額補正で、消防庁舎建設事業で起債対象経費の見直しにより、合併特例債で2,000万円の減額、緊急防災・減災事業債で2,390万円の増額を計上してございます。

7目臨時財政対策債1,097万9,000円の減額補正で、臨時財政対策債の額の確定によるものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の5ページをお開きください。

2款総務費、1項1目一般管理費619万6,000円の増額補正で、1節報酬でパートタイム会計年度任用職員1名分、116万3,000円、3節職員手当等で超過勤務手当200万円とパートタイム会計年度任用職員1名分の期末手当10万9,000円、4節共済費で会計年度任用職員1名分の共済費9万3,000円、社会保険・厚生年金保険掛金14万6,000円及び非常勤公務災害補償負担金2,000円、8節旅費でパートタイム会計年度任用職員1名分の通勤手当8万円、10節需用費で消耗品費11万5,000円、本庁舎玄関舗装修繕工事に229万円、12節委託料で新規採用職員健康診査委託料19万8,000円をそれぞれ計上してございます。

5目企画費30万円の増額補正で、超過勤務手当でございます。

6目電子計算費122万円の増額補正で、3節職員手当等で超過勤務手当45万円、

12節委託料で文書管理システム導入業務委託料77万円をそれぞれ計上してございます。

8目自治振興費につきましては、新東野集会所新築事業の起債対象経費の見直しによる財源振替で、補正額の増減はございません。

11目防災諸費22万円の増額補正で、10節需用費で災害対策用消耗品費10万円及び災害対策用燃料費12万円をそれぞれ計上してございます。

6ページにわたりまして、3款民生費、1項3目老人福祉費152万1,000円の増額補正で、1節報酬で地域見守りに係るパートタイム会計年度任用職員1名分53万円、3節職員手当等でパートタイム会計年度任用職員1名分の期末手当20万5,000円、8節旅費でパートタイム会計年度任用職員1名分の通勤手当13万2,000円、22節償還金、利子及び割引料で、負担金や補助金の過年度返還金として65万4,000円をそれぞれ計上してございます。

4目障害者福祉費1,050万6,000円の増額補正で、12節委託料で手話講座実施業務委託料4万円と、22節償還金、利子及び割引料で、負担金や補助金の過年度返還金として1,046万6,000円をそれぞれ計上してございます。

5目老人医療費4,000円、6目重度心身障害者医療費17万2,000円の増額補正で、補助金の過年度返還金をそれぞれ計上してございます。

7目子ども医療費につきましては、子ども医療費助成事業に過疎対策事業債を充当したことによる財源振替で、補正額の増減はございません。

8目ひとり親家庭医療費9万2,000円の増額補正で、補助金の過年度返還金でございます。

12目介護保険事業費352万1,000円の増額補正で、特別会計への繰出金でございます。

7ページに移りまして、2項1目児童福祉総務費2,338万1,000円の増額補正で、児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めることとなり、それに伴う人件費で167万円、12節委託料で、こども家庭センターを設置するため、福祉センターの一部の改修を行う必要があり、そのためのこども家庭センター整備工事設計監理業務委託料301万4,000円、14節工事請負費で、こども家庭センター整備工事費1,366万1,000円、17節備品購入費で、こども家庭センター事務用備品430万円、

2 2 節償還金、利子及び割引料で、交付金や補助金の過年度返還金として 7 3 万 6, 0 0 0 円をそれぞれ計上してございます。

4 目こども園費 3 0 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、補助金や交付金の過年度返還金を計上してございます。

5 目児童館運営費 8 6 4 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、小畑児童館解体撤去工事において、調査によりアスベストの除去工事の必要が生じたため、工事請負費の増額を計上してございます。

6 目学童保育費 4, 0 0 0 円、8 目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費 7 9 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも交付金の過年度返還金をそれぞれ計上してございます。

8 ページに移りまして、3 項 1 目災害救助費 2 5 0 万円の増額補正で、本年 6 月の大雨により住家被害を受けた方に、生活の再建に必要な資金の貸付けを行う災害援護資金貸付金でございます。

4 款衛生費、1 項 2 目予防費 3 万 1, 0 0 0 円、3 目母子衛生費 2 7 万 1, 0 0 0 円、5 目成人保健対策費 2 万 8, 0 0 0 円、8 目新型コロナウイルス感染症予防接種事業費 5 3 8 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、いずれも補助金や負担金の過年度返還金を計上してございます。

9 ページにわたりまして、2 項 1 目清掃総務費 3 2 6 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、物価高騰による紀の海広域施設組合への負担金の増額でございます。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 1 2 万 5, 0 0 0 円の増額補正で、国への農業次世代人材投資資金返還金でございます。

7 款土木費、2 項 2 目道路橋りょう新設改良費につきましては、町道紀州サン・リゾートライン舗装補修事業に辺地対策事業債を充当したことによる財源振替で、補正額の増減はございません。

8 款消防費、1 項 1 日常備消防費につきましては、消防庁舎建設事業で起債対象経費の見直しによる地方債の変更に係る財源振替で、補正額の増減はございません。

1 0 ページにわたりまして、9 款教育費、2 項 1 目学校管理費 3 4 5 万 2, 0 0 0 円の増額補正で、野上小学校の給食調理員 2 名の人件費 8 4 万 1, 0 0 0 円、1 0 節需用費で、小川小学校体育館物置屋根の雨漏りの修繕料 4 1 万 3, 0 0 0 円と、1 4 節工事請負費で特別支援学級及び図工室の窓を二重サッシにするため、下神野小学校教室内窓

設置工事費として219万8,000円をそれぞれ計上してございます。

4項5目文化財保護費10万円の増額補正で、ニホンアカガエルの分布調査などの学術的研究を行い、それに伴う文化財保護審議会を開催するため、1節報酬費で文化財保護審議会委員報酬8万4,000円、8節旅費で県学芸員出張旅費6,000円、10節需用費で消耗品費1万円をそれぞれ計上してございます。

12款諸支出金、1項1目財政調整基金費1億9,846万8,000円の増額補正で、積立金でございます。

恐れ入りますが、議案書の40ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加するものは、町道釜滝柴目線橋りょう上部工事で、期間は令和6年度までとしてございます。債務負担の限度額は、令和6年度で3億1,900万円を予定してございます。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。

追加するものは、災害救助債で、限度額は250万円でございます。起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率につきましては3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

次に、償還の方法ですが、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものでございます。

また、変更するものは、辺地対策事業債で限度額を510万円増額の4,360万円に、過疎対策事業債で限度額を40万円増額の2億7,610万円に、一般単独事業債で限度額を870万円増額の6億7,110万円に、臨時財政対策債で限度額を1,097万9,000円減額の1,902万1,000円にしてございます。

なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第63号、令和5年度紀美野町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（総務課長 坂 詳吾 降壇）

◎日程第 18 議案第 64 号 令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（美野勝男） 日程第 18、議案第 64 号、令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について議題とします。

説明を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） それでは、議案書の 41 ページを御覧ください。

議案第 64 号、令和 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 5 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,559 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 8,881 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 12 日提出 紀美野町長 小川裕康

それでは、予算に関する説明書 13 ページを御覧ください。

説明資料のほうは 11 ページでございます。

歳入でございます。

6 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 530 万 9,000 円の減額補正でございます。令和 4 年度からの繰越金及び歳出補正に伴う財政調整基金繰入金の減額でございます。

7 款繰越金、1 項 1 目前年度繰越金、1 節前年度繰越金は 2,090 万 4,000 円の増額補正でございます。令和 4 年度から繰越しをするものでございます。

説明書の 14 ページを御覧ください。

説明資料のほうは 12 ページでございます。

歳出でございます。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金、2 4 節積立金は 1,045 万 3,000 円の増額補正でございます。令和 4 年度の繰越金の一部を財政調整基金に積み立てる

ものでございます。

7 款諸支出費、1 項3 目保険給付費等交付金償還金、2 2 節償還金、利子及び割引料 5 1 4 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。主に令和4 年度事業費の確定により、概算交付されておりました交付金等に受入超過額が生じたため、和歌山県に対し返還するものでございます。

以上、議案第6 4 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

(住民課長 東浦功三 降壇)

◎日程第1 9 議案第6 5 号 令和5 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2 号）について

○議長（美野勝男） 日程第1 9、議案第6 5 号、令和5 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2 号）について議題とします。

説明を求めます。

下東保健福祉課主幹。

(保健福祉課主幹 下東眞理 登壇)

○保健福祉課主幹（下東眞理） それでは、議案書の4 5 ページをお開きください。

議案第6 5 号、令和5 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2 号）。

令和5 年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5, 9 8 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 9 億 3, 6 6 1 万 7, 0 0 0 円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和5 年9 月1 2 日提出 紀美野町長 小川裕康

続きまして、予算に関する説明書の1 7 ページをお開きください。

説明資料は1 3 ページからでございます。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、2 項3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は7 6 万 1, 0 0 0 円の減額補正です。主任ケアマネ資格のある正職員が令和5 年度末で退職するため、当初予算で会計年度任用職員を1 年間雇用するため予算化しましたが、応募

がありませんでした。職員確保のため、会計年度任用職員ではなく、正職員として募集し、10月から雇用するため、予算組替を行います。この予算組替に伴う国庫負担分の減額補正でございます。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は38万1,000円の減額補正、次に、7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は38万1,000円の減額補正です。国費同様に、主任ケアマネの雇用に係る予算組替に伴う減額補正です。

次に、4目事務費繰入金は390万2,000円の増額補正です。当初予算で保険者機能強化推進交付金178万5,000円、介護保険保険者努力支援交付金211万7,000円、合わせて390万2,000円を計上し、一般管理費の事務費へ充当していました。しかしながら、この交付金は市町村が実施する自立支援や、介護予防の取組を推進していくために、国から交付されるもので、一般管理費の事務費の財源とではなく、地域支援事業の財源とすべきでありました。申し訳ございません。当初予算計上の誤りについて修正したことに伴い、一般会計から事務費繰入金が増額となります。

続いて、2項1目介護給付費準備基金繰入金は1,935万5,000円の減額補正で、前年度繰越金計上により、当初計上されていた基金繰入金を減額するものでございます。

8款繰越金、1項1目繰越金は7,677万7,000円の増額補正です。前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

続いて、19ページを御覧ください。

予算説明資料は14ページです。

歳出でございます。

3款地域支援事業、3項2目包括的支援事業・継続的ケアマネジメント支援事業費は197万8,000円の減額補正です。主任ケアマネ資格のある職員雇用を会計年度任用職員1年間雇用から、正職員10月からの6か月雇用に予算組替を行ったことに伴う減額補正です。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金は2,877万3,000円の増額補正でございます。

続いて、20ページを御覧ください。

5款諸支出金、1項2目償還金は3,300万6,000円の増額補正でございます。これは主に前年度の訪問介護や、通所介護の給付実績が見込みより少なかったことに伴

う返還金でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第65号の説明といたします。どうぞよろしくお願い
願いたします。

(保健福祉課主幹 下東眞理 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日13日から19日までの7日間、議案精読のため休会し、20日午前9時から会
議を開きたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会いたします。

(午前11時10分)